

社会福祉法人熊本市社会福祉事業団
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人熊本市社会福祉事業団（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 役員（常勤）の報酬は、別表第1のとおりとする。

2 非常勤の役員及び評議員の報酬は無報酬とする。

3 法人職員を兼務する役員に対しては無報酬とする。

(手 当)

第3条 役員（常勤）には、前条に定める報酬のほか、通勤手当、賞与を支給する。

2 通勤手当は、熊本市社会福祉事業団職員給与規程を準用する。

3 賞与は、業績反映とし、前年度決算額が良好な場合に支給するものとし、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した役員についても同様とする。

4 賞与の額は、熊本市社会福祉事業団職員再雇用規程に準じ、報酬基礎額に定率を乗じた額とする。その賞与の額のうち、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の50の額に、基準日前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第2に定める割合を乗じるものとする。

5 第1項に規定する通勤手当、賞与以外の手当については、なんらの手当も支給しない。

(支給方法)

第4条 前2条に定める報酬及び手当の支給方法については、社会福祉法人熊本市社会福祉事業団職員給与規程の例による。ただし、事業団から報酬を受けている役員には、これを支給しない。

(費用弁償)

第5条 役員が、法人の用務のため出張するときは、その出張に要する費用を弁償する。

2 役員が費用弁償の額は、別表第3に定める額とし、その支給方法については、社会福祉法人熊本市社会福祉事業団旅費規程の例による。

3 役員及び評議員が決算監査及び法人の事業執行のため必要な会議等に出席したときは、費用弁償として日額5,000円を支給する。ただし、法人から報酬を受けている役員には、これを支給しない。

4 前項本文の費用弁償は、当該職務の終了後に支給する。

(補 則)

第6条 この規程の実施に関し、定めのない部分については理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

別表第1

区 分	報 酬 月 額
理 事 長	250,000円
副 理 事 長	240,000円
常 務 理 事	230,000円

別表第2

在 職 期 間		割 合
基準日が6月1日である場合	基準日が12月1日である場合	
3 箇 月	6 箇 月	100分の100
2箇月15日以上3箇月未満	5箇月以上6箇月未満	100分の80
1箇月15日以上2箇月15日未満	3箇月以上5箇月未満	100分の60
1箇月15日未満	3箇月未満	100分の30

別表第3

役 職 名	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)
役 員	2,600円	13,100円